

認知症資産凍結 への備え

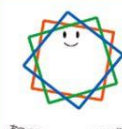
長くなったセカンドライフのリスク対策

認知症が進むと、意思能力が喪失し、法律行為ができなくなります。具体的には、定期預金の解約・不動産の賃貸借・売却・修繕契約等です。相続対策の面からは、遺言が書けなくなることも重大です。年を重ねると共に認知症のリスクは高まります。認知症に備えてどのように準備をすればよいかを体系的に整理して、分かり易くご説明します。

日時 2023年4月6日 木曜日
時間 9時30分から11時30分
会場 若草台地区センター 中会議室
募集人数 15名
参加費 300円（資料代含む）
講師 あおばFPくらしの会
申込 3月11日（土）から電話または来館で先着順

【お問合せ】

横浜市若草台地区センター
電話：045-961-0811



指定管理者

公益社団法人

横浜市民施設協会

〒225-0011 横浜市青葉区あざみ野 2-9-22-302

TEL 045-482-9572 FAX 045-482-9573

あつまる・つながる・笑顔になる